

区を被控訴人とする控訴の提起について

1 事件名

損害賠償請求控訴事件

2 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区

3 訴訟の経過

令和3年(2021年) 2月25日 東京地方裁判所に訴えの提起

4月22日 訴状送達

12月23日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

令和4年(2022年) 1月4日 東京高等裁判所に控訴の提起

2月8日 控訴状送達

4 事案の概要

本件は、控訴人が、中野区長名で中野区文化財保護審議会の傍聴ができない旨の処分その他公権力の行使を受けたため、公開を求めて中野区長に審査請求書で審査請求をした後、中野区長が当該審査請求書を中野区教育委員会に送付し、中野区教育委員会が当該審査請求に係る裁決をしたところ、審査請求の手續等に違法があり、国民の知る権利の侵害を受けた控訴人の精神的苦痛は極めて大きいと主張し、被控訴人に対し、160万円の損害賠償金の支払を求めたものである。

原判決は、控訴人の損害賠償請求は理由がないとして控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴を提起したものである。

5 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人は控訴人に対し、160万円を支払え。

(3) 訴訟費用は、1、2審とも被控訴人の負担とする。